

新型コロナウイルス感染症対策

中小企業者・小規模事業者に対する固定資産税及び都市計画税の軽減

【問合わせ】税務課 ☎ 84-0621

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の税負担を軽減するため、令和3年度課税分に限り、減免対象となる固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じてゼロまたは2分の1とします。

対象となる事業者

1. 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
2. 資本または出資を有しない法人または個人は従業員 1000 人以下の場合
※ただし、大企業の子会社等（以下のいずれかの要件に該当する企業）は対象外となります。
①同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が 1,000 人超の法人または大法人（資本金の額または出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人
②以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

減免対象

- ◇事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の 1.4%）
- ◇事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の 0.3%）

減免率

- 令和2年2月～ 10 月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率が
① 50%以上の場合→全額 ② 30%以上 50%未満の場合→2分の1

申告の流れ

1. 申告書様式を両面印刷します（市ホームページにてダウンロードできます）。
2. 認定経営革新等支援機関等（一覧表は中小企業庁のホームページにあります）で必要な確認を受け、申請書の確認欄に記載をもらってください。
3. 以下の必要書類を添えて、令和3年2月1日（月）までに税務課へ提出してください。郵送の場合は当日消印有効とします。電子での申告は不可（令和3年度償却資産申告書は eLTAX での提出可）とします。



添付書類

- ・収入減を証する書類（会計帳簿の写しなど） ・令和3年度償却資産申告書
- ・（別紙）特例対象資産一覧及び特例対象家屋の事業割合を示す書類（該当者のみ） 所得税青色・白色申告決算書、収支内訳書の写しなど
- ・収入減に不動産賃料の猶予が含まれる場合、猶予の金額や期間等を確認できる書類（該当者のみ）

注意事項

期限を過ぎて申告した場合、または必要な添付書類がない場合には、いかなる理由があっても減免は適用されません。申告書受付業務の集中緩和のため、令和3年1月22日（金）までの提出にご協力ください。

家屋の取り壊しについて

次に該当するとき、翌年度から固定資産税・都市計画税の額が変更になる場合があります。お手数ですが、税務課までご連絡ください。

- ・家屋を取り壊した、または取り壊す予定がある
- ・家屋を新築・増築・改築した、またはその予定がある
- ・土地・家屋の利用方法を変更した、またはその予定がある

